

令和6年度府中市 乗合バス・タクシー事業者物価高騰臨時対策事業費補助金

物価高騰の影響により厳しい経営状況にある市内で路線バスを運行する乗合バス事業者並びに市内に事業所を有する法人及び個人のタクシー事業者に対して、事業費の一部を補助します。

1 補助対象事業

乗合バス事業	一般乗合旅客自動車運送事業であって、市内で乗降可能な停留所を有するバス路線における事業(高速乗合バス及びコミュニティバス運送事業を除く。)
タクシー事業	一般乗用旅客自動車運送事業であって、法人にあっては、市内に本社、支店又は営業所を有するもの、個人にあっては、市内に住所を有するものが実施する事業

2 補助対象者

乗合バス事業者、法人タクシー事業者及び個人タクシー事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- 道路運送法第4条第1項の許可を受けている者であること。
- 令和7年3月1日に事業を実施している者であって、令和7年4月1日以後も事業を継続する意思を有すること。
- 市税を滞納していないこと。
- 府中市暴力団排除条例(平成23年6月府中市条例第9号)第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。

3 補助金額

補助金は、市内に事業所を有する者に対して交付する事業所支援と運行規模に応じて交付する運行支援の合計額とします。

対象者	補助額	
乗合バス事業	事業所支援	1事業者×30万円
	運行支援	1運行路線×15万円
	上限額	1事業者あたり200万円
タクシー事業 (法人)	事業所支援	1事業者×10万円
	運行支援	1稼働車両×5万円
	上限額	1事業者あたり100万円
タクシー事業 (個人)	事業所支援	1事業者×3万円
	運行支援	1稼働車両×5万円
	上限額	1事業者あたり8万円

運行路線とは、府中市内に停留所を有する運行路線をいう。

事業所支援は、市内に事業所を有する場合に限る。

稼働車両とは、基準日において市内の事業所に配置され、事業のために稼働しているタクシー車両をいう。

4 申込方法

次の書類を**令和7年4月30日まで**に下記提出先へメールでご提出ください。

任意書式は、PDF形式でまとめて添付してください。

ただし、やむを得ない事業がある場合は、郵送又は持参も可能です。

(受付時間:午前8時30分から午後5時まで。郵送料は申請者負担)

申請書等は、市のホームページからダウンロードできます。

申請書・誓約書(指定書式) すべて押印不要です。

- 府中市乗合バス・タクシー事業者物価高騰臨時対策事業費補助金交付申請書
- 府中市乗合バス・タクシー事業継続等誓約書兼同意書
- 請求書兼口座振替依頼書

添付書類(任意書式)

- 道路運送法第4条第1項の許可を受けている者であることを証する書類
例:免許状又は認可状、事業計画(変更)認可申請書又は届出書の控えなど
- 令和7年3月1日時点における市内で乗降可能な停留所を有する運行路線数が確認できる書類(バス事業者のみ)
- 令和7年3月1日時点で稼働している全てのタクシー車両の自動車車検証の写し(タクシー事業者のみ)
- その他補助金の交付条件を確認することができる書類

5 補助事業の流れ

- (1) 4月30日までに4に記載のとおり申請書等をメール等で市役所の下記提出先へ提出してください。
- (2) 5月中を目途に書類審査をし、交付、不交付決定の通知を送付します。
- (3) 6月中を目途に交付決定者に対し、請求書に基づき補助金を振り込みます。
なお、請求書の日付は、交付決定通知があった日の翌日としてください。
(申請時に請求書を提出する場合は、請求日が交付決定通知日の翌日となることをご了承のうえ、日付は未記入でご提出ください。)
- (4) 申請書に令和6年度の実績を記入していただくため、実績報告書の提出はありません。
- (5) 関係行政機関への照会の結果、事業が継続されていないことが確認された場合は、補助金を返還していただきます。ただし、やむを得ない事情がある場合は、必ず下記問合せ先まで事前にご連絡ください。

6 提出先・問合せ先

〒183 - 0056

東京都府中市寿町1 - 5 府中駅北第二庁舎7階

府中市都市整備部計画課交通企画担当

メール:tosikei03@city.fuchu.tokyo.jp

電話番号:042-335-4325(直通)